

## 65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、平成20年10月に支給される年金から、保険税（2か月分に相当する額）を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。なお、7、8、9月分は従来通り納付書で納めていただきます。

### ■年金から徴収される方

#### ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。

#### ②世帯の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

★65歳未満の国保被保険者の方がいる場合→該当しません。

★65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合→該当します。

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

★75歳以上の方が世帯主となっている場合→該当しません。

★75歳以上の方が世帯主となっている場合→該当します。

#### ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年金から保険税を徴収される方は、自ら金融機関等へ出向いていただく必要がなくなります。

### 年金から保険税が徴収される方に届けられる通知書

#### ●仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書

平成20年9月下旬までの間に、市町村から特別徴収を開始することをお知らせする通知書が届きます。



問い合わせ先  
町民生活課 国保介護班

## 70～74歳の国民健康保険の加入者の方へ 窓口負担が1割に据え置かれます

医療制度改革により、平成20年4月から窓口負担を2割とすることをとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、1割に据え置かれます。

支払っていただく医療費の1か月当たりの限度額についても、従前のまま据え置かれます。

## 75歳以上の方と同居する国民健康保険の加入者の方へ 後期高齢者医療制度創設にともなって 国民健康保険の保険税等が軽減されます

平成20年4月以降、75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険税を納めることとなります。それとともに、国民健康保険に引き続き加入する方の保険税負担が急に増えることがないように、国保被保険者の保険税については、次のような軽減を受けることができます。

### ●75歳以上の方が後期高齢者医療制度、75歳未満の方が国民健康保険に加入することになる場合



#### ①所得の低い方の国保保険税の軽減について

保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。

#### ②世帯割で賦課される国保保険税の軽減について

国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯割で賦課される保険税が半額になります。

### ●75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65～74歳)が国民健康保険に加入する場合



新たに国民健康保険に加入し、国保保険税を納めることになった方については、市町村の窓口申請いただければ、2年間、被保険者1人当たりで賦課される保険税が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険税も半額になります。